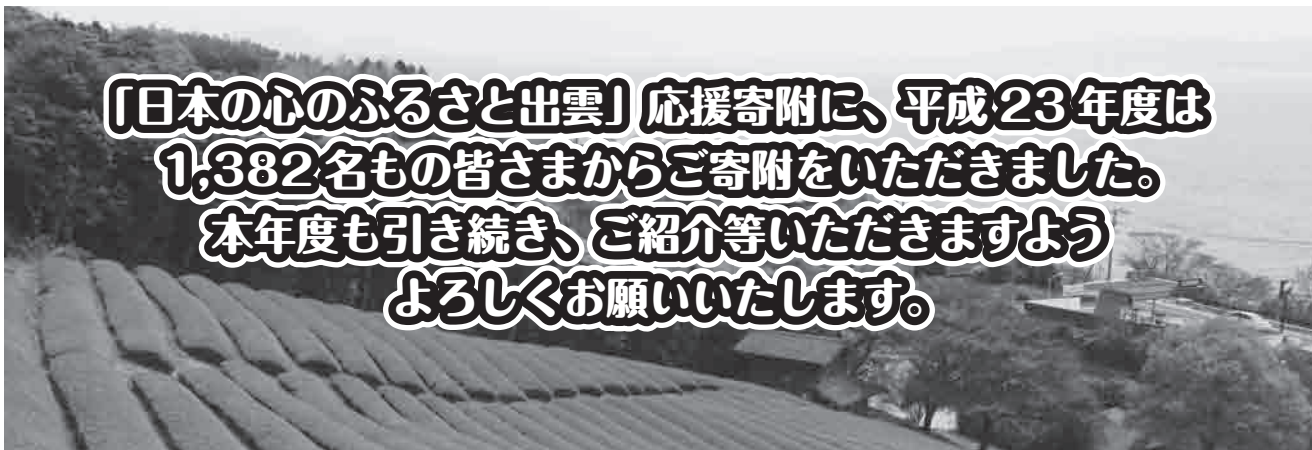


「日本の心のふるさと出雲」応援寄附に、平成23年度は1,382名もの皆さまからご寄附をいただきました。本年度も引き続き、ご紹介等いただきますようよろしくお願いいたします。



出身地などの自治体に寄附できる「ふるさと納税制度」により、昨年度は1,382名の皆さまから、2,384万円もの過去最高の温かいご寄附をいただきました。

ご寄附いただきました皆さまに厚くお礼申し上げますとともに、ご紹介いただきました皆さまに感謝申し上げます。

市では、この寄附金を「日本の心のふるさと出雲」応援基金に積み立て、今年度は同基金から2,400万円を下記の事業に活用させていただきます予定です。

引き続き今年度も、広くご寄附を募っておりますので、ぜひお声がけ、ご紹介等いただきますようお願い申し上げます。

活用予定事業

(平成24年度分)

●ふるさと出雲の歴史文化資源の保存・活用や出雲の魅力の全国発信など観光振興に資する事業
1,344万円
観光誘客推進事業など

●ふるさと出雲の高齢者の「人生100年・生涯健康」に資する事業
340万円
高齢者外出支援事業など

●ふるさと出雲の産業・福祉・教育・環境などの充実・発展に資する事業
440万円
学校図書購入費など

●その他(市長が特に認める事業)
276万円
出雲ブランド推進事業



*事業の詳細及び平成23年度寄附者一覧(掲載希望者のみ)、進呈特産品一覧につきましては、ホームページをご覧ください。

ご寄附いただくと、所得税と住民税から寄附額が一定の限度まで控除されるほか、出雲市独自の取り組みとして、市外在住で10,000円以上寄付された方を対象に、出雲市特産品(送料込5,000円相当)を進呈します。

*好評の進呈特産品は、今年度は市内事業者から応募があった33品目を選定しました。

- いすも和牛肉 いすもぶどう 柿詰め合わせ 多伎いちじくセット 佐田のみそ いすも米
- 西浜いも(以上JAいすも) 神西湖産大和しじみ(株かみありづき) 大社海産物セット(尙田中大成)
- 海の幸干物セット(尙小伊津海旬房) あこのやき(出雲国大社食品) 縁引寄かまぼこ ぜんざいお茶セット
- 出雲地酒セット ワインセット(以上アトネスいすも) 大社の特産品(尙別所蒲鉾店)
- 千登世匠(千登世) 十六島のりセット(株海産物松村) あんぼ柿(株桃源)
- 出雲市産茶ギフト(株桃翠園) 出雲そばとあご野焼きセット(尙二幸) 斐川からの贈り物(JAひかわ)
- トマトケチャップ詰め合わせ(ひかわ食品加工株) 出西しょうが詰め合わせ(株特産ひかわ「道の駅湯の川」)
- ひかわの恵みセット(斐川町特産開発振興会) ゴリラの鼻くそセット(尙岡伊三郎商店)
- 出雲平田地酒セット(株酒持田本店) 純米吟醸セット(旭日酒造尙) 焼酎と地酒セット(富士酒造尙)
- 木地雛セット(吉や) 祝 凧(大社の祝凧高橋) 吊り花台ミニ(高橋鍛冶屋)
- 黒柿グイ呑セット(森山ロクロ工作所)



ふるさと納税制度とは

平成20年度地方税法改正により創設された制度で、出身地などの自治体に寄附を行った場合、確定申告をされると、所得税・個人住民税からその一部(2千円を超える額の一定限度額まで)が控除(軽減)される制度です。

おたすね/出雲ブランド室 TEL 21-6274

今後の公共交通（路線バス等）の検討の進め方

● 問い合わせ先
公共交通に関する要望などは、
交通政策課（☎216819）に
ご相談ください。

平成23年10月26日に

出雲市公共交通システム検討委員会から「公共交通システム」のあり方について「答申を提出いただきました。」

出雲市では、今後この答申に基づき、公共交通の見直しや構築の検討を行います。

基本的な考え方

公共交通の検討については、今後は、行政と地域が一緒になって協議し、多くの利用が見込める公共交通の構築を目指します。

地域（地元）との協議方法は、その路線が運行する（運行予定）地域において、運行協議会を組織していただき、その協議会と行政で協議を行います。

既存路線の見直し

おおむね平成17年の合併前の旧市町内で完結する路線（地域内ネットワーク路線）は、1便あたりの利用者数などの指標を用い、見直し基準を設けます。

見直し基準に達した路線については、地域の運行協議会と見直し協議を行います。

新しい路線の構築

新しい路線を希望される

地域においては、地域で運行協議会を組織していただき、行政と運行協議会が一緒になって、多くの方が利用していただける交通体系を検討します。

検討にあたっては、用途、経路、ダイヤ、利用者見込みなどを十分に協議し、また、定時定路線のバスにこだわらない、多様な形態の公共交通を検討します。

運行協議会

公共交通の検討を行ううえで、まず地域で運行協議会を組織していただくことが必要となります。

運行協議会は、行政と協議を行うための窓口となっていたり、組織となります。実際の利用者（通学、通院、買い物）の意見が反映できる組織体制となるよう配慮願います。

ミナミアカヒレタビラが、指定希少野生動物植物に指定されました

宍道湖流入河川（出雲市）に生息する「ミナミアカヒレタビラ」が、平成24年3月6日、「島根県希少野生動物植物の保護に関する条例」に基づく指定希少野生動物植物に指定されましたので、お知らせします。

ミナミアカヒレタビラとは

ミナミアカヒレタビラはタナゴのなかまの淡水魚で、体長最大は7cm程度、産卵期になるとオスは婚姻色を出し体がエメラルドグリーンになり鱗（シリ）ビレの外縁が赤くなります。また、ドブガイなどの淡水二枚貝の鰓（エラ）に卵を産むという特徴的な繁殖生態を有しています。



撮影者：佐藤仁志

しまねレッドデータブックでの位置付けと個体数減少の要因

しまねレッドデータブックでは、最も絶滅の危険性が高い絶滅危惧I類に分類されている絶滅危惧種で、島根県内では宍道湖流入河川（出雲市）と大原川（大田市）という限られた地域にしか生息していません。また、島根県はミナミアカヒレタビラの日本での生息域において西限となります。

生息環境の悪化や外来種（ブラックバス等）などの影響により個体数が大幅に減少しています。

「島根県希少野生動物植物の保護に関する条例」に基づく捕獲等の禁止

今回の指定により、ミナミアカヒレタビラの捕獲が禁止され、違反した場合には1年以下の懲役又は50万円以下の罰金が科せられることとなります。

この種が生息できるような自然環境を保全する取り組みを地域の皆さんと協働しながら進めていきますので、ご理解・ご協力をお願いします。

● おたすね／島根県自然環境課（☎085226377）